

## 陳 情 文 書 表

平 2 3 陳 情 第 1 6 号	平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日 受 理
件 名	無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める陳情
陳 情 者	秦野市鶴巻南5-2-14 全日本年金者組合秦野支部 支部長 内山 雄幸
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>4月から年金が0.4%引き下げられました。この10年以上、たびたびの引き下げはあっても、年金が引き上げられたことはありません。この間、年金課税は強められ、医療・介護保険料は上がり続けています。</p> <p>一人暮らし高齢者の生活は特に深刻であり、社会保障・税一体改革成案にも低所得者への加算が打ち出されています。</p> <p>最低保障年金の創設は喫緊の課題ですが、高齢者の生活実態は、その実現を待てない状況です。また、社会保障・税一体改革成案に骨格が示された最低保障年金は現在の高齢者に適用するものではないため、最低保障年金が実現し、適用されるまでの緊急措置が必要です。</p> <p>つきましては、本陳情の趣旨をご理解の上、次の事項について地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出していただきたく陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <p>1 最低保障年金実現までの救済策として、基礎年金国庫負担分3.3万円に満たない部分を無年金・低年金者に支給する措置をとること。</p>	